

現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐することが義務付けられていることから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、工事請負契約約款第9条第3項に基づき区が認めた場合に限り、常駐の緩和による他工事との兼務を認めることとし、次のとおり取り扱うこととします。

1 現場代理人が兼務できる要件

以下の要件をすべて満たし、区が認めた場合に限り兼務することができるものとし、兼務できる工事は2件までとする。

(1) 対象工事

葛飾区が発注する工事のうち、施工場所が葛飾区内で、かつ請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事とする。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事であっても、別途定める「専任を要する主任技術者の兼務について」により、専任を要する主任技術者の兼務が認められた工事については、対象工事とする。

なお、工事仕様書において、他工事との現場代理人の兼務が認められないとの記載がある工事は対象としない。

(2) 現場体制

ア 現場代理人は、必ず、兼務するいずれかの現場に駐在すること。ただし、工事請負契約約款第9条第3項第1号から第4号に該当し常駐を要しないと認められた期間は除く。また、監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

イ 現場代理人が現場を離れる際には、監督員と常に連絡が取れる体制を構築するとともに、別に連絡員（※）を配置すること。

※連絡員は、受注者が直接雇用する者で、主に次の職務を行うこと。

- ① 現場代理人が不在時の現場状況の把握
- ② 現場代理人との連絡・調整 等

2 兼務にかかる申請手続きについて

受注者は、契約締結後、現場代理人配置届提出時に、別紙の兼務通知書に必要事項を記載し、兼務を行う各工事主管課へ提出を行うこと。

3 その他

(1) 兼務が認められた場合においても、1(1)の要件を満たさなくなった場合又は1(2)の要件を満たしていないと区が判断した場合は、新たな現場代理人を速やかに配置すること。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに注意すること。